介護保険法第１１５条の４５の５第２項並びに加東市における暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号及び第３号の規定に該当しない旨の誓約書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 　加東市長　　　様

所在地

申請者名　称

代表者名

申請者及び下記役員等は、別記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

|  |
| --- |
| 役員等名簿（当該事業所の管理者は必ず含まれます。代表者についても記入してください。） |
| 事業所名及び事業者番号 | 　　　　　　　　　　　　（番号：28　　　　　　　　　） |
| （ふりがな）氏　　　名 | 役職名・呼称 | 郵便番号 | 電話番号 |
| 生年月日・就任年月日 | 住所 |
| 　　　　　　　　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　　　　　 | 住所 |
| 　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 　  | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 　 | 〒　　－ | TEL |
| 　 | 住所 |
| 　 | 管理者 | 〒　　－ | TEL |
|  | 住所 |

※ 当法人の役員等：業務を執行する社員、取締役、執行役、理事、監事又はこれらに準ずる者、その事業所を管理する者(管理者)

※ 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

別記（介護予防・日常生活支援総合事業用）

■該当していないことを確認する事項（該当する場合は、指定を受けることができません。）

|  |
| --- |
| （介護保険法第１１５条の４５の５第２項） 市長村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第１号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。 （介護保険法施行規則第１４０条の６３の６）　法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。一　第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準イ　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附　則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準ロ　旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準ハ　平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準二　第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。） |

指定事業者が、加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団密着関係者であるとき。